

十勝圏複合事務組合告示第2号

条件付一般競争入札（総合評価一般競争入札）を行うので、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）が準用する帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第7条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月3日

十勝圏複合事務組合長 米沢 則寿

1 入札に付する事業

- (1) 事業名称 十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業
- (2) 事業場所 帯広市西21条北4丁目5番1 外11筆
- (3) 事業期間 事業契約締結日から令和30年3月31日まで
(設計・建設期間 事業契約締結日から令和10年3月31日まで
運 営 期 間 令和10年4月1日から令和30年3月31日まで)
- (4) 事業概要 一般廃棄物中間処理施設の設計・建設に係る業務
【焼却処理施設】 処理能力：292t/日（146t/24h×2炉）
【大型・不燃ごみ処理施設】 処理能力：61t/日
一般廃棄物中間処理施設の運営・維持管理に係る業務
- (5) 予定価格 60,318,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む額。）
予定価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額
38,104,143,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む額。）
予定価格を構成する運營業務に係る対価の内訳額
22,214,357,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む額。）
- (6) この事業は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式である。

2 入札参加に必要な資格等

別に定める入札説明書等

による。

3 入札説明書等の配付

入札説明書等を次のとおり配付する。

(1) 配付方法

組合ホームページ（www.tokachiken.hokkaido.jp/index.html）によるインターネット配付とする。ただし、参考資料（要求水準書添付資料）はホームページには掲載せず、組合にて入札参加希望者へ配付する。

なお、当該資料の受け取りに際しては、組合に電話にて連絡し、受け取るための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 配付場所

帯広市西24条北4丁目1番地5
十勝圏複合事務組合くりりんセンター

(3) 費用

無料とする。

(4) 入札説明書等の内容

ア	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	入札説明書
イ	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	要求水準書
ウ	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	落札者決定基準
エ	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	様式集
オ	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	基本協定書（案）
カ	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	基本契約書（案）
キ	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	建設工事請負契約書（案）
ク	十勝圏複合事務組合中間処理施設整備・運営事業	運營業務委託契約書（案）

4 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次の各号に掲げる方法により参加資格審査の申請を行わなければならない。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

別に定める入札説明書等による。

(2) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、組合に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(3) 受付場所

3 (2)に同じ。

(4) 受付期間

令和5年4月10日（月）から令和5年4月14日（金）までの9時から17時まで

5 入札提出書類の提出

(1) 提出書類

別に定める入札説明書等による。

(2) 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めない。

なお、提出に際しては、組合に電話にて連絡し、提出のための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(3) 受付場所

3 (2)に同じ。

(4) 受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月5日（水）までの9時から17時まで

6 入札及び落札者の決定

(1) 入札の方法及び落札者の決定方法

別に定める入札説明書及び落札者決定基準による。

(2) 提案審査方法

別に定める落札者決定基準による。

(3) 前各号のほか、詳細は落札者決定基準による。

7 提案書に関するヒアリング

審査委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に組合より通知する。

(1) 開催日時

令和5年8月下旬（予定）

(2) 実施方法

ヒアリングは、入札参加者毎に行い、時間は、1入札参加者につき90分程度を想定する。

7 開札日時

令和5年8月下旬（予定）

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に組合より通知する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(2) 契約保証金

ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、別に定める建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

イ 運営業務における保証

運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、別に定める運営業務委託契約書（案）を参照のこと。

9 契約書の作成

(1) 契約書作成の要否

必要とする。

（なお、この契約は組合が準用する帯広市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第18号）の規定により組合議会の議決に付さなければならないものであるため、落札者を決定した際に仮契約書を締結し、議会の議決を得た後、本契約を締結する。）

(2) 契約条項を示す場所

組合ホームページ（www.tokachiken.hokkaido.jp/index.html）

10 その他

(1) 本告示に記載のない事項等詳細は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）による。

(2) 契約担当

十勝圏複合事務組合 くりりんセンター

帯広市西24条北4丁目1番地5

電話番号 0155-37-3550